

神戸市須磨区マスコットキャラクター 「すまぼう」画像利用の手引き



キャラクターについて

すまぼうは、須磨の海に住むうみぼうず。

イベントへの参加や広報物への登場することで

- ① 公益的活動の推進
- ② 須磨区や区内各地域のPR
- ③ 区への愛着や親しみを高めることにつながる活動を応援しています。

※詳細なプロフィールは須磨区ホームページでご確認ください

(<http://www.city.kobe.lg.jp/suma/oshirase/mascot.html>)

身に着けているもの

- ① にっこりポシェット

…須磨の美味しいものが入っている

- ② コスモス・松のキーホルダー

…須磨区の花「コスモス」と須磨区の木「松」のキーホルダーは、すまぼうのお気に入り。
いつもポシェットにつけている。



利用できる画像

承認した須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の画像および着ぐるみが写っている写真など。

利用期間

承認の日から1年以内

利用料

原則無料

利用方法

「すまぼう画像利用申請書」に必要事項を記入し、キャラクター画像を利用する媒体の企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等を添付して【須磨区役所 地域協働課】へご提出ください。審査後、利用許諾書を送付します。



注意事項

次に掲げる利用はできませんので、ご了承ください。

- ① 要綱第5条に規定する利用目的以外での利用。
- ② 営利または販売を目的とした利用。
- ③ 須磨区の品位を傷つけたり、区民の理解を妨げたりするおそれがあると認められる利用。
- ④ 特定の個人や団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがある利用。
- ⑤ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる利用。

利用上の遵守事項

- ① 『須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の画像利用に関する要綱』の第7条に規定されている事項を遵守してください。
- ② その他、次のような利用はしないでください。



変形して利用



左右反転して利用



変色して利用



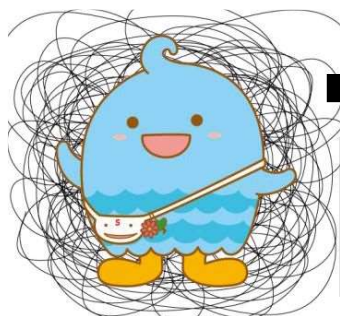
キャラクターと調和しない背景や色、持ち物と併せて利用



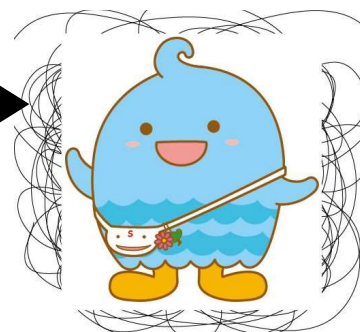
表情など細部を部分的に変更して利用



キャラクターを重ねて利用



背景によって視認性が損なわれる場合は、キャラクターがはっきり認識できるようスペースを確保してください。



画像の表示例



許諾の取消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾の取消し、許諾内容の変更、「すまぼう」の画像の利用制限・停止を行うことがあります。なお、これにより利用者に生じた損害については、市は一切の責任を負いません。

- ① 要綱または要綱に基づく指示に違反したとき。
- ② 偽り或其他不正な手段により許諾を受けたとき。
- ③ 公益上やむを得ない事情が生じたときや、その他「すまぼう」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- ④ その他、区長がその利用の継続を不相当であると認めるとき。

利用終了後の措置

利用期間が終了した場合は、許諾の取消しを受けた場合は、速やかに「すまぼう」画像の利用を中止してください。また、「すまぼう」画像の複製物の廃棄及び回収を指示することがあります。

損害賠償請求

利用者は、「すまぼう」画像の利用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

その他

詳細は、『須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の画像利用に関する要綱』をご参照ください。

申請・問い合わせ先

神戸市須磨区役所 地域協働課 すまぼう担当

〒654-8570 神戸市須磨区大黒町4丁目1-1

電話 078-731-4341

FAX 078-732-0728

メール suma_kouhou@office.city.kobe.lg.jp